

外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)
 [非該当電子計算機等に係る技術]

パラメータシート
 様式: 該役コ - 8 (2) (P1/3)

提供技術名: PowerChute plus for Windows NT/Windows 2000/Windows XP
 作成者又は提供者: 株式会社エーピーシー・ジャパン
 (輸出先国/地域: 米国輸出管理令上の禁輸国を除く)

(平成18年1月1日施行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答	備考
	技	ブ		
電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術(外為令別表の8の項(1)、4の項、15の項に該当するものを除く。)であって、				
一 複合理論性能が1秒につき75,000メガ演算超～150,000メガ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か。			いいえ はい (設計、製造)	「付表の技術」 (下記[注]参照)
二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か。 (下記にレ又は×を記入のこと)			いいえ	はい (設計、製造)
イ 複合理論性能が1秒につき28,000メガ演算超～75,000メガ演算以下のデジタル電子計算機				
ロ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、複合理論性能が1秒につき28,000メガ演算超～190,000メガ演算以下になるもの				
三 複合理論性能が1秒につき75,000メガ演算超～150,000メガ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか。			いいえ	はい (設計、製造)
又は そのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)か。			いいえ	はい (設計、製造)
四 上記第三号のプログラムの使用に必要な技術か			いいえ	はい
又は 複合理論性能が1秒につき150,000メガ演算超～190,000メガ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムの使用に必要な技術か。			いいえ	はい
五 次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか。			いいえ	はい (設計、製造)
又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か。 (下記にレ又は×を記入のこと)			いいえ	はい (設計、製造、使用)
イ 複合理論性能が1秒につき28,000メガ演算超～75,000メガ演算以下のデジタル電子計算機				
ロ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、複合理論性能が1秒につき28,000メガ演算超～190,000メガ演算以下になるもの				

(平成 18 年 1 月 1 日施行政省令等対応)

質 問 事 項	区分*1		回 答		備 考
	技	プ			
六 上記第一号から第五号までに該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラムか。 又は 次のイ若しくはロに該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラムか。 (下記 にレ又は×を記入のこと) イ 複合理論性能が 1 秒につき 150,000 メガ演算超～190,000 メガ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術 ロ 複合理論性能が 1 秒につき 150,000 メガ演算超～190,000 メガ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムの設計若しくは製造に必要な技術			いいえ	は い	
			いいえ	は い	
七 プログラムであって、 イ 並列処理機能を有する装置のために設計された次のいずれかのプログラムか (下記の 内にレ又は×を記入)。 オペレーティングシステム。 プログラム開発ツール。 コンパイラ。 ↓ (「はい」と答えた場合)			いいえ	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">は い</div>	
ソースコードで提供するか。			いいえ	は い	
又は上記のプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術か。			いいえ	は い (設計、 製造、 使用)	
八 上記第七号の技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラムか。			いいえ	は い	

(平成 1 8 年 1 月 1 日施行政省令等対応)

質 問 事 項	区分*1		回 答		備 考
	技	プ			
九 省令第 8 条第九号、第十号、第十二号又は第十三号に掲げる情報セキュリティの機能に係るプログラムか。 ↓ (「はい」と答えた場合) ↓ 省令第 8 条第九号、第十号、第十二号又は第十三号の規定について様式該役コ-8-2 で判定し、判定結果を添付する。 ・ 省令第 8 条第九号、第十号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラムか。 又は 当該機能のシュミレーションを行うことのできるプログラムか。			いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい	
十 上記第九号のプログラムを検定するためのプログラムか。			いいえ	はい	「付表の技術」(下記[注]参照)
十一 上記第九号又は第十号のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために設計したプログラムか。			いいえ	はい (設計、製造、使用)	「付表の技術」(下記[注]参照)
十二 上記第九号、第十号又は十一号のいずれかに該当するものの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か。 又は これを支援するために設計したプログラムか。			いいえ	はい (設計、製造、使用)	「付表の技術」(下記[注]参照)
			いいえ	はい	
以上の結果、省令第 20 条第 2 項に該当するか。			非該当	該 当	

[注] *1 区分欄の技は技術(プログラムを除く)、プはプログラムを表す。

[注] 「付表の技術」とは、「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(8 貿局第 3 6 5 号) の付表に掲げられた技術をいう。

判定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該技術(プログラムを含む)が非該当であり、
 枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上相違ありません。

作成責任者：(作成年月日 2 0 0 6 年 1 月 1 日)

会 社 名：株式会社エーピーシー・ジャパン

所属・役職：ソフトウェア開発

(フリガナ) ホノマ ヲウキ

氏 名：本間 孝行

電 話：0 3 - 5 4 3 4 - 2 0 2 1